

# 報酬料金表

公認会計士・税理士

板垣総合事務所

## 1. 税務顧問報酬

日常の税務処理や取引先との臨時・非日常的な取引にかかる税務上の取扱いなど契約内容にある税務事項につき継続して受ける報酬

顧問料 月額15,000円～

## 2. 会計顧問報酬

会計帳簿の記帳及び財務書類の作成等に関し、相談に応じ、指導を行うことにより、継続して受ける報酬

顧問料 月額15,000円～

## 3. 記帳代行報酬

委嘱者の提示した資料及び伝票に基づき、仕訳の入力、総勘定元帳及び試算表の作成等の経理を行うことにより受ける報酬

月額20,000円～

## 4. 決算書類作成報酬

委嘱者の提示した会計・決算資料に基づき、決算書類の作成事務を行うことにより受ける報酬

①税務顧問の場合	100,000円～
②税務顧問でない場合	200,000円～

## 5. 税務書類の作成報酬

法人税、消費税、法人住民税及び事業税に関する申告書等を作成する報酬

①税務顧問の場合	月額顧問報酬×3ヶ月
②税務顧問でない場合	150,000円～

## 6. 税務代理報酬

税務署に対する法人税、消費税、法人住民税及び事業税に関する申告代理により受ける報酬

- ①申告書を作成している場合 月額顧問報酬×3ヶ月
- ②申告書を作成していない場合 150,000円～

## 7. 税務相談報酬

税理士法第2条第1項第3号に規定する業務で、税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張・陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項についての相談報酬

- ①口頭による場合 1時間当たり 10,000円
- ②文書による場合 1時間当たり 15,000円×作業時間

## 8. 会計相談報酬

会計帳簿の記帳及び財務書類の作成等に関し、相談に応じ、指導を行うことにより、一時的に受ける報酬

- ①口頭による場合 1時間当たり 10,000円
- ②文書による場合 1時間当たり 15,000円×作業時間

## 9. 調査立会い報酬

税務調査があった場合に立会い、納税者に代わって、納税者の主張・陳述について代理、代行する報酬

- 1時間当たり 24,000円

## 10. 補佐人報酬

税理士法第2条の2に規定する報酬

- ①1時間当たり 24,000円
- ②成功報酬 相談